

大阪市告示第1258号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月4日

大阪市長 横山英幸

次の公園内にある物件は、都市公園法施行令第15条第2項の規定に違反するので、令和7年9月18日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

公園名	除却実施場所	物件
桃ヶ池公園	阿倍野区桃ヶ池町1丁目 (桃ヶ池公園内)	建物（地上1階地下1階 延床面積約48.5㎡）

(建設局公園緑化部公園課)